

上 尾 市  
上 尾 市 消 防 本 部  
上 尾 市 水 道 事 業 訓 令 第 5 号  
上 尾 市 議 会  
上 尾 市 教 育 委 員 会

本 庁  
出 先 機 関  
上 尾 市 消 防 本 部  
上 尾 市 上 下 水 道 部  
上 尾 市 議 会 事 務 局  
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局  
市 立 教 育 機 関  
上 尾 市 危 機 対 策 本 部

上尾市危機対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市長 畠 山 稔

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市危機対策本部設置規程の一部を改正する訓令

上尾市危機対策本部設置規程（平成19年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。